

半製品の製造者の変更又は追加に関する事項

改正要領

船用材料・機器等の承認及び認定要領

改正事項

半製品の製造者の変更又は追加に関する事項

改正理由

船体用圧延鋼材に関する要件について定める IACS 統一規則 W11 には、製造方法の承認試験に関する要件が規定されている。そのうち、承認の範囲に関する要件においては、既に本会より圧延鋼材の製造方法の承認を受けている製造者が、別の製造者の半製品を用いた圧延鋼材の製造方法の承認試験を受ける場合、使用する半製品の製造者が受けている製造方法の承認の内容に応じて、承認試験の一部またはすべてを省略することができる旨規定されている。

本会の船用材料・機器等の承認及び認定要領においても上記統一規則の要件を取り入れているが、当該要件が適用される条件が一部不明確であることから、当該条件を明確にすべく、関連規定を改めた。

改正内容

半製品の製造者を変更又は追加する場合における承認試験の省略条件を明記した。